

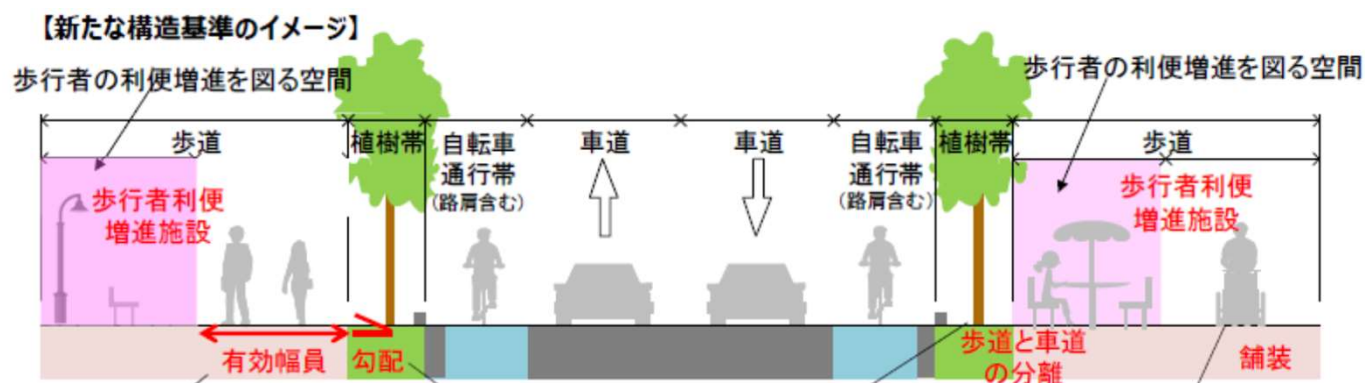
歩行者利便増進道路（ほこみち） を指定しました。

下関市では、歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定を行い、指定路線内に利便増進誘導区域（特例区域）を設けました。（通称「ほこみち制度」）

ほこみち制度は、快適な生活環境の確保と地域活性化、歩行者の利便増進に資する場合で、十分な有効幅員を確保できる等の要件を満たす道路において指定できるものです。

特例区域内では、道路占用許可が柔軟に認められ、歩道内に食事施設、購買施設、ベンチ等を設置し、テラス営業等が可能になります。

詳細については、道路河川管理課までお問い合わせください。



※特例区域の指定にあたっては、次の2点を確保しております

- ①視覚障害者誘導用ブロックとの離隔を0.6m以上確保
- ②歩道の有効幅員を2.0m以上を確保

※車道と歩道が分離していない道路について

車両の通行が制限されている時間帯のみ、特例区域内において、道路占用許可が柔軟に認められ、歩行者利便増進施設等を設置することができます。

令和4年3月指定箇所 竹崎・豊前田エリア、唐戸エリア

【お問合せ】

下関市建設部道路河川管理課（電話083-231-1370）

◆歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設**。

ア. 広告塔、看板

イ. ベンチ、街灯

ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ

エ. 食事施設、購買施設

オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具

カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの

・広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ



ベンチ(神戸市)



食事施設
(すわろうテラス・札幌市)



看板(デジタルサイ
ネージ・新宿区)

◆歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、**全ての要件に該当必要**。

ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること

イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること

ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること